

「認知症対応型共同生活介護事業所」  
「介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」

## 運営規程

特定非営利活動法人いきいきライフ協会  
グループホームいきいき東豊中

## グループホームいきいき東豊中運営規程

### 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護

#### (事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人いきいきライフ協会が設置するグループホームいきいき東豊中（以下「事業所」という。）において実施する指定認知症対応型共同生活

介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者及び計画作成担当者、介護従事者等（以下「従事者」という。）が、認知症の症状を伴う要介護状態（指定介護予防認知症対応型共同生活介護においては要支援状態）の利用者に対して、適切な認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

#### (運営の方針)

第2条 本事業所が実施する事業は、認知症の症状によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、心身の特性を踏まえ、利用者の認知症の症状の緩和や悪化の防止を図り、尊厳ある自立した日常生活を営むことができるよう、食事、入浴、排泄等の日常生活の場面での世話及び支援、機能訓練等の介護その他必要な援助を行なうものである。

また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、事業所所在地の市町村、地域包括支援センター、バックアップ施設の介護老人福祉施設や介護老人保健施設、協力医療機関に加え、居宅介護支援事業者等、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

3 前各項のほか、「豊中市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年豊中市条例第70号。以下「条例」という。）及び「豊中市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成24年豊中市条例第74号、以下「予防条例」という）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

#### (事業所の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 グループホームいきいき東豊中

(2) 所在地 豊中市熊野町三丁目3番47号

(従事者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 本事業所における従事者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (常勤職員・計画作成担当者兼務)

管理者は、従事者及び業務の実施状況の把握、その他業務の管理を一元的に行なうとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行なう。

(2) 計画作成担当者 2名 (常勤職員・管理者兼務)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画 (以下「介護計画」という。) を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行なう。

(3) 介護従事者 23名 (常勤 6名、非常勤 17名)

ただし、業務の状況により、増員する事ができるものとする。

介護従事者は、介護計画に基づき利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行なう。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、2ユニット(1ユニット9名) で18名とする。

(指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 本事業所で行なう指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

- ①入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ②日常生活上の世話・支援
- ③日常生活の中での機能訓練
- ④相談、援助等

(介護計画の作成)

第7条 計画作成担当者は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境並びに家族等の状況を十分に把握し、他の従事者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した介護計画を個別に作成する。

2 介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供等により利用者の多様な活動の確保に努める。

- 3 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及び家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。
- 4 介護計画を作成した際には、当該介護計画を利用者及び家族に交付する。
- 5 利用者に対し、介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行なう。
- 6 介護計画の作成後も、常に計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い必要に応じて介護計画の変更を行なう。
- 7 介護計画の目標及び内容については、利用者又はその家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行い、記録する。

(利用料等)

第8条 事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、介護報酬の告示上の額とする。

2 家賃については、月額66,000円を徴収する。(但し平成22年12月31日以前に入居の方については従前の額とする)

3 食材料費については、月額39,000円を徴収する。  
(朝食350円、昼食400円、夕食400円、おやつ150円)

4 水道光熱費については、月額21,000円を徴収する。

5 施設維持補修費については、月額10,500円を徴収する。

季節冷暖房費として冷房：6月～9月、暖房：12月～3月に1ヵ月2,100円を追加徴収する。

6 その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用については実費を徴収する。おむつ代、理美容代、新聞代、外部の洗濯業者に依頼したとき、及び個人の医療費等は実費負担。

7 月の途中入居についての利用料は日割り計算とし、月の途中退居については食材料費以外は月割りとする。

8 前各項の利用料等の支払を受けたときは、利用者に対し、利用料とその他利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

9 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、サービス内容及び支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとする。

10 費用を変更する場合には、あらかじめ前項と同様に利用者又はその家族に対し、事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとする。

- 1 1 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(入退居に当たっての留意事項)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は要介護状態及び要支援状態でありかつ認知症の状態にあるもので、少人数による共同生活を営むことに支障がない者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は対象から除かれる。

- ①認知症に伴う著しい精神症状を伴う者。
- ②認知症に伴う著しい行動異常がある者。
- ③認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者。

2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により、当該入居申込者が認知症の状態であることの確認を行なう。

3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して自ら必要なサービスの提供が困難であると認めた場合は、他の適切な介護保険施設、医療機関等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

4 利用者の退居に際しては、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に考慮し、適切な援助、指導を行なうとともに、居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者等への情報提供及び保健医療サービス、福祉サービス提供者との密接な連携に努める。

(衛生管理等)

第10条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように各号に掲げる措置を講じるものとする。また、これらを防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(緊急時等における対応方法)

第11条 従事者は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を行なっているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合には、その事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。

4 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発防止の対策を講じる。

5 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第12条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従事者は利用者の避難等適切な措置を講じる。また管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備えて、消防計画、風水害や地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は責任者を定め、年2回(内1回は夜間想定)定期的に避難、救出その他必要な訓練を行なうものとする。また地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情処理)

第14条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る利用者又は家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講じる。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る利用者又はその家族からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえてサービスの質の向上に向けた取組みを行う。
- 4 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に関し、介護保険法（以下「法」という。）第23条又は法第78条の7若しくは法第115条の17の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 5 事業所は、提供した指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(身体拘束の禁止)

第15条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わない。

- 2 前項の規定による身体的拘束等は、あらかじめ利用者の家族に説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことができる。
- 3 前各項の規定による身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 4 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
- 5 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 6 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための従業者に対する定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事務所従業者又は養護者（利用者や家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(個人情報の保護)

第17条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、あらかじめ文書により利用者又はその代理人の了解を得る。

(秘密の保持)

第18条 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

(運営推進会議)

第19条 事業所はサービスの提供にあたっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けるものとする。

- 2 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第20条 事業所は、良質なサービスの提供ができるよう適切な勤務体制を整備するとともに研修の機会を設けるなど、常に従事者の資質の向上に努めるものとする。全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援相談員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年2回以上

- 2 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を越えたものにより認知症対応型共同生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、条例及び予防条例で定める記録を整備し、条例及び予防条例で定める日から5年間保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人いきいきライフ協会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

この規程は、平成17年6月1日から施行する。

この規程は、平成18年11月15日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年5月1日から施行する。

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

この規程は、平成27年5月1日から施行する。

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

この規程は、平成30年7月1日から施行する。

この規程は、平成30年9月1日から施行する。

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

この規程は、令和4年5月15日から施行する。